

## 維持管理に関する計画について

横須賀ごみ処理施設における焼却施設の維持管理は、次のとおり行います。

- 1 施設へのごみの投入は、処理能力を超えないようにします。
- 2 ピットアンドクレーン方式によって燃焼室にごみを投入し、常時、ごみを均一に混合します。
- 3 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保ちます。
- 5 焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却します。
- 6 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
- 8 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却します。
- 10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm（酸素 12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
- 13 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を、 $0.005\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下となるようにごみを焼却します。
- 15 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度を、次の濃度となるようにごみを焼却します。

ばいじん	$0.005\text{ g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下
塩化水素	10ppm 以下
硫黄酸化物	8 ppm 以下
窒素酸化物	20ppm 以下
- 16 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 2 回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん）は 2 月に 1 回以上、ばい煙濃度（塩化水素及び窒素酸化物）を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録します。
- 17 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 18 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします。